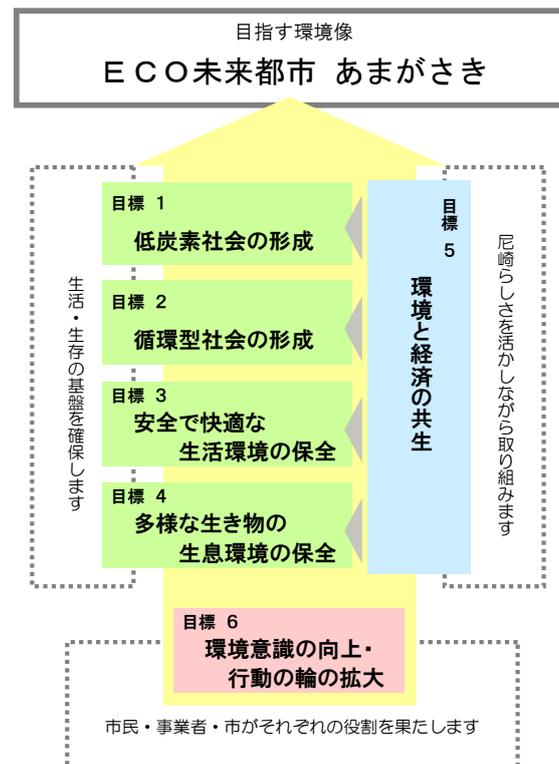


尼崎市環境基本計画の修正について

1 尼崎市環境基本計画の概要

- ・尼崎市環境基本計画（以下「環境計画」という。）は、尼崎市の環境をまもる条例に基づき策定される良好な環境を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。
- ・本市では、平成26年3月に現行の環境計画を策定し、目指す環境像「ECO未来都市 あまがさき」を実現するために6つの目標を定めて取組を進めています。
- ・環境計画では「総合計画の改定状況を考慮しながら、必要に応じて見直しを行う」としており、新たな尼崎市一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）の内容を踏まえたものとして、内容を一部修正します。



2 修正内容

- ・環境計画については、令和5年度までを計画期間となっており、改定作業については令和4年度から着手する予定としているため、環境計画における廃棄物に関する施策に関する審議は令和4年度から行うこととし、今回の修正については、現行の環境計画が対応できていない、新たな一廃計画にしかない視点を反映させることとします。

(1) 焼却対象ごみに関する指標の変更

修正前	平成 32 年度（2020 年）に市内での焼却対象となるごみの量を約 136,000 t にします。（削減の取組を続けることにより、耐用年数が平成 37 年度（2025 年度）までの焼却施設である第 1 工場の建て替えが不要となります。）
修正後	<u>令和 12 年度（2030 年度）に焼却対象ごみ量を約 119,501 t 以下にします。（令和 12 年度（2030 年度）の焼却対象ごみ量を令和元年度（2019 年度）比で約 11 %以上削減します。）</u>

(2) 新たな一廃計画の施策の反映

ア 食品ロスとプラスチック

食品ロスとプラスチックに関する啓発は新たな一廃計画において重点施策となっておりますが、現行の環境計画における意識啓発の対象として示されていないため、反映します。

取組の方向性① ごみができるだけ出ないようにします

施策ア 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に向けた意識啓発

3R（発生抑制・再使用・再生利用）のうち、発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に優先的に取り組む意識を市民・事業者に着せ、ごみの排出量を減らします。

- ・学校での環境教育や地域での環境学習を教育委員会や環境団体などと連携することで充実させ、ごみを出さない生活意識の浸透を図ります。
- ・消費者に使い捨て商品の使用を控えるよう呼びかけるとともに、事業者には簡易包装や量り売りなどの実施や再利用できる容器の利用などを促します。
- ・ごみの適正処理やごみ減量・資源化は排出事業者の責任であることを周知し、多量排出事業所への立入や指導を行います。
- ・食べ残しや手つかず食品などの食品ロス、レジ袋やペットボトルなどのプラスチックを削減する目的、効果や取組方法などについて、積極的に広く市民、事業者に啓発し、食品ロスやプラスチックの削減に取り組む意識や理解を高めます。

【参考】新たな一廃計画の内容（抜粋）

施策の柱 1 リデュース・リユースの推進

施策 1-2 生ごみ・食品ロスの削減【重点】（資料 1 66 ページ）

1-2-1 食品ロス削減に関する意識の醸成

- ・食べ残しや手つかず食品などの食品ロスを削減する目的、効果や取組方法などについて、様々な広報媒体の活用、地域での直接の働きかけや他自治体・NPO との連携など、積極的に広く市民・事業者に啓発し、食品ロス削減に取り組む意識や理解を高めます。

施策 1-3 プラスチックごみの削減【重点】（資料 1 68 ページ）

1-3-1 使い捨てプラスチック使用の見直し

- ・世界的に課題となっている海洋プラスチックごみ問題、日常生活の中でできるレジ袋、ペットボトルや過剰な包装の使用抑制など、プラスチック削減の目的、効果や取組方法について、様々な広報媒体の活用、地域での直接の働きかけや他自治体・NPO との連携など、積極的に広く市民に啓発し、日々の使い捨て型の生活の見直しを促し、無駄であったり必要のないプラスチックの削減を図ります。

イ 紙資源

紙資源に関する取組は新たな一廃計画において重点施策となっておりますが、現行の環境計画における意識啓発の対象として示されていないため、反映します。

取組の方向性② 出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します

施策ア 資源化（リサイクル）に向けた意識啓発

ごみの減量を図るため、市民や事業者に対して、資源化（リサイクル）の必要性や実施方法などについての情報提供を進めます。また、再生原料から製造した製品の積極的な使用を促します。

- ・資源化（リサイクル）や分別排出に関する情報提供を強化します。
- ・多量排出事業者を中心に、事業所から排出される廃棄物の資源化に関する指導啓発を進めます。
- ・再生紙用品などの積極的な利用を推進するため、市民・事業者への意識啓発を行います。
- ・資源集団回収の取組をさらに進めるため、回収量に応じた奨励金を交付するほか、実施状況に関する情報提供などの支援を行います。特に、未実施地域での新規実施や未参加世帯の参加拡大に取り組みます。
- ・新聞や段ボール、雑誌や雑がみなどの紙資源をリサイクルする目的、効果や取組方法などについて、積極的に広く市民・事業者に啓発し、紙資源のリサイクルに取り組む意識や理解を高めます。

【参考】新たな一廃計画の内容（抜粋）

施策の柱2 分別・リサイクルの推進

施策2-2 紙資源のリサイクルの徹底【重点】（資料1 72ページ）

2-2-1 紙資源のリサイクルに関する意識の醸成

- ・紙資源をリサイクルする目的、効果や取組方法などについて、様々な広報媒体の活用、地域に出向いて直接の働きかけや他自治体・NPOとの連携など、積極的に広く市民・事業者に啓発し、紙資源のリサイクルに取り組む意識や理解を高めます。